

甲州市遊休農地再生支援事業補助金交付申請概要

対象者

- ・対象農地の再生を行った年度内に農地中間管理事業を介した賃貸借等を 5 年以上の期間で設定を行ったもの
- ・対象農地の再生を行った年度内に農地法第 3 条による所有権の移転及び使用貸借による権利又は賃借権の設定を行ったもの
- ・用途地域内に所在する対象農地で、自己による雑草の切り払い等の作業が困難であり、対象事業を行った後の管理計画が適当であると市長が認めるもの

対象農地

- ・甲州市内に存在する農地
- ・公簿面積が 1 アール以上の農地
- ・農業委員会で行う利用状況調査の結果、再生可能な農地であると判断されていること

対象事業

- ・対象農地を所有するものが、対象農地について市内も住所を有する事業者へ委託し、遊休農地の再生を行う事業

補助金額

- ・対象事業要した費用のうち、市長が認めた費用に 3 分の 1 を乗じて得た額又は、対象農地 10 アール当たり 10 万円を乗じて得た額のいずれか低い方の額。ただし 1,000 未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。
- ・補助金の交付は、対象農地 1 筆に限り 1 回限りとする。

※予算に限りがありますので、事前の相談をお願いいたします。